

平成 29・30 年度の富山県建設工事入札参加資格審査に係る
申請要件及び審査基準（主観点数）の改正について

1 改正の趣旨

地方自治法施行令の一部改正に伴い、暴力団関係者でないことを申請要件とする。

また、建設業者の技術力及び地域社会への貢献度をより適切に評価することを基本とする審査基準（主観点数）について、条例の改正等に伴う所要の見直しを行うもの。

2 改正の概要

(1) 申請要件の追加

入札参加資格審査の申請要件に暴力団関係者でないことを追加する。

(2) 主観点数の見直し

ア 一般事業主行動計画の届出

とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例の一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）により、従業員数 30 人以上の事業者は一般事業主行動計画の策定を義務付けられることとなることから、加点対象となる事業者の常時雇用労働者数を **29 人以下（現行 50 人以下）** とする。

⑨ イ 保護観察対象者等の雇用状況

協力雇用主として **富山保護観察所に登録し、定期受付年度の前 2 年度（※）において保護観察対象者等を 3 ヶ月以上雇用した者を加点対象とする（5 点）**。

（※）平成 29・30 年度の定期審査に限り、定期申請日までに雇用した実績を加点対象とする経過措置を設ける。

3 施行（適用）期日

平成 29・30 年度の入札参加資格審査から適用

《問い合わせ先》

富山県土木部管理課 入札・契約係

TEL：076-444-3309